

令和7年度 石井町ごみ処理実施計画

令和7年度石井町ごみ処理実施計画は、次のとおりである。

1. 計画区域

石井町全域

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 一般廃棄物排出量

項目	排出量
燃やせるごみ	5,814 t
燃やせないごみ	476 t
資源ごみ	1,078 t
粗大ごみ	559 t
有害ごみ	8 t
集団回収	0 t
総ごみ排出量	7,935 t
資源化量	1,612 t
最終処分量	1,034 t
資源化率	20.3 %
最終処分率	13.0 %

※資源化率：総資源化量÷総ごみ排出量

4. ごみ処理の主体

	ごみの種類	分別の区分	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	委託業者	町（直営）	町（直営）
		② 使用済み食用油	直接搬入		
	燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	委託業者	民間業者	
		④ ワレモノ・陶磁器類			
		⑤ 金属類	直接搬入		
		⑥ 小型家電			
	資源ごみ	⑦ 空き缶	委託業者	町(直営) (選別・圧縮 梱包工程)	民間業者 (資源化)
		⑧ 空きビン			
		⑨ ペットボトル			
		⑩ プラスチック製容器包装			
		⑪ 新聞			
		⑫ 雑誌			
		⑬ 段ボール			
⑭ 飲料用紙パック					
⑮ 紙製容器包装					
⑯ 古着・布類					
有害ごみ	⑰ 廃蛍光管				
	⑱ 電池				
粗大ごみ	⑲ 粗大ごみ	直接搬入		町（直営）	
事業系	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	許可業者 直接搬入	(生活系燃やせるごみと同じ)	
	燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ		(生活系燃やせないごみと同じ)	
	粗大ごみ	⑲ 粗大ごみ		(生活系粗大ごみと同じ)	

5. 排出抑制計画

(1) 生ごみ減量の推進

①電気式生ごみ処理機等購入費補助金

家庭用の電気式生ごみ処理機かコンポスターの購入費を補助する。

- ・ 補助対象者 : 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- ・ 補助対象機種 : 電気式生ごみ処理機かコンポスターで、町内の取扱店で購入するもの
- ・ 補助金額 : 購入金額の2分の1 (限度額3万円)

②啓発活動

生ごみを減量するために、広報紙やホームページなどで啓発する。

- ・ 食品の過剰な購入、食べ残しなどを減らす取り組みなどの紹介
- ・ 生ごみの水切りの徹底や方法の紹介
- ・ 3010 運動の推進

(2) 紙ごみの資源化の推進

①雑紙等の分別実施の検討

燃やせるごみに含まれている雑紙(紙、折り紙、ダイレクトメールなど)が資源ごみとして分別収集が可能かどうか調査・検討する。

②啓発活動

紙ごみを資源化するために、広報紙やホームページなどで啓発する。

- ・ 集団回収・拠点回収の紹介
- ・ 紙ごみ分別の啓発の強化
- ・ 事業者に対する紙ごみ再生利用の啓発

(3) その他

以下の項目について、検討する。

- ・ ごみ処理の有料化
- ・ 環境教育の充実
- ・ 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導
- ・ その他の排出抑制及び資源化に関する啓発

6. 収集運搬計画

(1) 分別区分、収集・排出頻度及び排出方法

ごみの種類	分別の区分	主 な 品 目	収 集 回 数	排 出 方 法
燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ、貝殻、皮革製品、鉛筆・紙・折り紙・ダイレクトメール、草・落ち葉、ラップやトイレトペーパーの芯、ティッシュ等の紙くず、運動靴、紙おむつ、灰、下着等、カテーテル、犬のフン	週2回	指定袋
	使用済み食用油	使用済み食用油	持込（随時）	ペットボトル
燃やせないごみ	燃やせないごみ	カセットボンベやスプレー缶、カッターや包丁、ポット、電気炊飯器、長靴、ハンガー、スコップ・バケツ、金づちやドライバ等の工具、デジタル体温計、スプーン・ナイフ・フォーク、CD・ビデオテープ、アルミ箔、時計、指定袋に入る電化製品	2週に1回	指定袋
	ワレモノ・陶磁器類	グラス・皿・陶器・植木鉢	3か月に1回	指定袋
	金属類	フライパン、鍋、やかん	3か月に1回	透明の袋
	小型家電	電話機・ファクシミリ、携帯電話・カーナビ、ラジオ、フィルム式カメラ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVDレコーダー・地デジチューナー、デジタルオーディオプレーヤー（ステレオセット・iPodなど）、パーソナルコンピュータ、メモリーカード・USBメモリ・外付けハードディスク、プリンター、ディスプレイ、タブレット端末、電卓、ヘルスメーター、ドライヤー・電気かみそり、電気照明器具（蛍光灯・電球は除く）、時計、ゲーム機	持込（随時）	（直接持込）
資源ごみ	空き缶	ジュース缶、コーヒー缶、ビール缶、缶詰の缶、のり缶、菓子缶、茶筒、のり筒、サラダ油や粉ミルクの缶	2週に1回	指定袋
	空きビン	ジュースビン・ビールビン、しょうゆビン、牛乳ビン・コーヒー等のビン、ドリンク剤・ビタミン剤、調味料ビン、市販薬のビン	2週に1回	指定袋
	ペットボトル	飲料用・しょうゆ用・酒類のペットボトル	2週に1回	指定袋
	プラスチック製容器包装	バターやマーガリンの容器、シャンプーの容器・家庭用洗剤の容器、マヨネーズのチューブ、歯磨き粉のチューブ、プリン等の容器、鶏卵パック、色柄トレイ、白トレイ、ソースやみりんの容器、みそや豆腐の容器、ハムの外側包装、発泡スチロール製の容器・発泡スチロール製の緩衝剤、持ち帰り弁当箱、ペットボトルのキャップやラベル、パンやラーメンの袋、レジ袋、菓子袋	2週に1回	指定袋
	新聞	新聞	2週に1回	束ねる
	雑誌	雑誌	2週に1回	束ねる
	段ボール	段ボール	2週に1回	束ねる
	飲料用紙パック	飲料用紙パック	2週に1回	束ねる
	紙製容器包装	ガムの包装紙、チョコレートの包装紙、内側がアルミの紙パック、紙製トレイ、カップラーメン等の紙製容器、菓子の紙製容器、店の紙袋、店の包装紙、葉袋	2週に1回	指定袋
	古着・布類	ティーシャツ、ポロシャツ、スカート、ズボン	3ヶ月に1回	透明の袋
粗大ごみ	粗大ごみ	ストーブ、布団、チャイルドシート、タンス、机、いす、ソファ、カーペット、自転車、楽器、電子レンジ、掃除機、扇風機、ベッド、食器棚	持込（随時）	（直接持込）
有害ごみ	廃蛍光灯	廃蛍光灯	3ヶ月に1回	購入時の箱または透明の袋
	電池	使用済み乾電池、小型充電式電池	週2回	透明の袋

(2) 収集運搬方法

①生活系ごみ

- ・戸別・ステーション方式・・・委託業者による収集運搬
- ・拠点回収方式・・・直営による収集運搬
- ・施設への直接搬入

②事業系ごみ

- ・許可業者による収集運搬
- ・排出事業者による直接搬入

(3) 収集体制

	分別の区分	収集体制
生活系	① 燃やせるごみ	委託業者
	② 使用済み食用油	直接搬入 ※拠点施設からは直営 (軽ダンプ1台)
	③ 燃やせないごみ	委託業者
	④ フレモノ・陶磁器類	
	⑤ 金属類	
	⑥ 小型家電	直接搬入
	⑦ 空き缶	委託業者
	⑧ 空きビン	
	⑨ ペットボトル	
	⑩ プラスチック製容器包装	
	⑪ 新聞	
	⑫ 雑誌	
	⑬ 段ボール	
	⑭ 飲料用紙パック	
	⑮ 紙製容器包装	
	⑯ 古着・布類	
	⑰ 粗大ごみ	直接搬入
	⑱ 廃蛍光管	委託業者
	⑲ 電池	
事業系	① 燃やせるごみ	許可業者 又は 直接搬入
	② 燃やせないごみ	
	⑰ 粗大ごみ	

7. 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

名 称	石井町清掃センター	
所 在 地	石井町石井字石井 3025 番地の 1	
供 用 開 始	昭和 53 年度	
敷 地 面 積	8,332m ²	
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉	
処 理 能 力	30t/日 (15t/8h×2 炉)	
排 ガ ス 処 理 能 力	ばいじん 0.05g/m ³ N 以下 (O ₂ 12%) 硫黄酸化物 K 値：17.5 以下 窒素酸化物 250ppm (O ₂ 12%) 塩化水素 150mg/m ³ N 以下 (O ₂ 12%) ダイオキシン類 5ng-TEQ/m ³ N 以下	

名 称	石井町リサイクルセンター	
所 在 地	石井町浦庄字下浦 952 番地の 1 他	
供 用 開 始	平成 10 年度	
処 理 能 力	スチール缶 1.0 t/5h アルミ缶 0.3 t/5h ビン類 2.6 t/5h ペットボトル 0.5 t/5h 容器包装（プラスチック・紙） 0.5 t/5h	
敷 地 面 積	5,000 m ²	
延 べ 床 面 積	工場棟 407.04 m ² ビン選別兼貯留場 128.25 m ² ペットボトル処理棟 110 m ² ストックヤード施設 250 m ² 圧縮梱包棟 251.62 m ² 全天候型作業場 405.76 m ²	

(2) 処理体制

各種類のごみは、下表に示すとおり処理する。

ごみ種類	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	焼却処理	石井町清掃センター（直営）
燃やせないごみ	選別・破碎・リサイクル	民間業者（委託処理）
資源ごみ	選別・圧縮梱包・リサイクル	石井町リサイクルセンター（直営） （選別・圧縮梱包）
粗大ごみ	選別・破碎・リサイクル	民間業者（委託処理）
有害ごみ	選別・リサイクル	民間業者（委託処理）

8. 最終処分計画

(1) 処理施設の概要

名 称	石井町一般廃棄物最終処分場
所 在 地	石井町浦庄字上浦 841 番地の 1
供 用 開 始	平成 12 年度
埋 立 面 積	7,300 m ²
埋 立 容 量	65,000m ³
残 余 容 量	22,936m ³ （令和 5 年度末現在）
埋 立 構 造	準好気性管理型最終処分場

(2) 処理体制

中間処理施設から発生した焼却残渣や不燃残渣は、本町の最終処分場にて処分する。

9. 町では処理できない（収集しない、受入できない）一般廃棄物

処理できないごみ種類	処分方法等
分別できていないごみ	分別ルールに従って出す。
家電リサイクル法対象の家電 [テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など]	原則として購入したお店か、買い替えるお店で引き取ってもらう。
消火器	販売店に問い合わせる
産業廃棄物 [廃タイヤ・建築資材・畳など]	産業廃棄物の許可業者に問い合わせる。
農業用廃棄物 [農業用ビニール・波板・肥料の袋・除草剤の容器など]	農協や産業廃棄物の許可業者に問い合わせる。
農業や家庭菜園から出るごみ [野菜のツルや茎、根など]	畑で堆肥化するなど自家処理するか、リサイクル業者に問い合わせる。
土砂 [土・砂・石]	販売店や建設業者などに相談する。
家屋の一部とみなされるもの [システムキッチン（ビルトインコンロ、食器洗い乾燥機を含む）・埋め込み式の照明器具・洗面台など]	販売店や専門の処理業者に問い合わせる。